**「2025年度に向けた政策・制度要求と提言」横浜市回答**

**連合神奈川**

**【経済・産業政策】**

|  |
| --- |
| １．経済や産業の構造変革に対応するため、社会基盤やあらゆる産業において、ＡＩ・ＩｏＴなどのさらなる活用をはじめ、ＤＸの実現に向けた環境整備を積極的に支援するとともに、特に中小企業における業務基盤を支える資金については、融資・助成等様々な方法での支援を積極的に行うこと。 |
| ＜経済局企画調整課＞  横浜市景況・経営動向調査において、デジタル化実施状況について調査したところ、市内企業は、社内における文書等のデジタル化、テレワークやオンライン会議の実施、デジタルツールの導入等による業務プロセスの効率化などに必要性を感じ、すでに取り組んでいる状況にあります。  引き続き、中小企業のデジタル化を推進するため、生産管理システムや在庫管理システムなど、デジタル化、ＤＸのための設備導入に係る費用を助成し、環境整備を支援します。  また、中小企業の事業継続に向けて、制度融資による資金繰り支援や、きめ細かな経営相談、設備投資助成など、様々な支援策により支援していきます。 |

|  |
| --- |
| ２．ＤＸやＧＸなどの進展により起こり得る、産業・経済・社会への様々な変化について、具体的な対応策を検討するための政労使が参画する枠組みを早急に構築すること。また、企業における人的投資、設備投資、研究開発に対する支援を速やかに実施すること。特に、雇用形態や企業規模にかかわらず、変化に対応した働く者の学び直しや企業主体の職業能力開発に対する支援を強化すること。 |
| ＜経済局雇用労働課、中小企業振興課、ものづくり支援課＞  国の動向を注視しつつ、神奈川働き方改革会議（地方版政労使会議）において、対応策について協議・検討してまいります。  また、「横浜市中央職業訓練校」では、早期に安定した職業に就くために必要な技能・技術や知識の習得を必要としており、訓練修了後、早期に就職を希望する方を対象に職業訓練を実施し、就職に向けた支援を行っています。引き続き就労に向けた取り組みを進めていきます。  さらに、市内中小企業のデジタル人材育成セミナーを実施しているほか、設備投資や研究開発に対する助成金や専門家派遣等によりデジタル化、脱炭素化に取り組む中小企業を支援しています。引き続き、中小企業における様々な課題解決を積極的に支援します。 |

|  |
| --- |
| ３．2023 年11 月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を活用した適正な取引に向け、実効性の高い啓発や積極的な指導を行うこと。とりわけ、自治体が行う公共事業、公共調達などにおいても労務費の価格転嫁がはかれるよう率先垂範して時勢に応じた設計労務単価の引き上げや工期・納期の設定を行うこと。加えて、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配をめざす「パートナーシップ構築宣言」を行う企業が増えるよう、啓発・助言を行うこと。  また、特別高圧契約法人の電気料金負担等、企業・事業者の努力のみでは価格の転嫁が難しい負担についての軽減対策を引き続き講じること。 |
| ＜財政局公共事業調整課、契約第一課＞＜経済局企画調整課、中小企業振興課＞  本市の公共工事発注においては、最新の公共工事設計労務単価等を反映した、適切な予定価格を設定しています。また、設計労務単価の改定に伴う特例措置の実施、スライド条項の適用により契約後にも価格の見直しをしています。  また、電気料金については経済情勢や、国の動向を注視するとともに、必要な対策を講じ、中小・小規模事業者の皆様の経営をしっかりと支援していきます。  そして、ホームページやセミナー等を通じて、価格転嫁のための取組や支援策、「パートナーシップ構築宣言」等について、周知・啓発に努めるほか、引き続き、中小企業支援センターである公益財団法人横浜企業経営支援財団の相談窓口を通じ、企業の経営改善・業績アップに向けた支援を実施してまいります。 |

|  |
| --- |
| ４．女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。さらに、すべての人がその能力において希望する働き方と働き続けることを選択することが可能となる社会の実現に向けた施策を展開すること。 |
| ＜政策経営局男女共同参画推進課＞  男女の賃金格差については、「男女共同参画に関する事業所調査」において調査しており、賃金格差解消に向けた取組が必要であると認識しています。このため、今後も、女性の就労支援等に取り組むとともに、「よこはまグッドバランス企業」認定を通じて、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進していきます。 |

**【雇用・労働政策】**

|  |
| --- |
| ５．男女がともに仕事と育児や介護等の両立を実現するためには、働き方を見直し、男性も含めた労働時間の短縮や、支援制度等の環境整備が不可欠である。男性の積極的な育休取得と取得期間の延長を促進し、妊娠・出産や育児などを経ながら男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。 |
| ＜政策経営局男女共同参画推進課＞＜経済局中小企業振興課、雇用労働課＞  本市では、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス企業」として認定しています。認定にあたっては、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の条文を示し、その内容を遵守しているか確認しています。また、その取組事例を広く周知するなど、ワーク・ライフ・バランスの取組への機運を高めています。  また、仕事と育児・介護の両立支援など働き方をテーマとする企業向けのセミナーを通じて、企業における多様で柔軟な働き方の推進を支援しています。  さらに、2025年度においても引き続き、中小企業に向けたセミナー等の実施により、多様で柔軟な働き方に向けた取組の支援に努めていきます。  加えて、働く人の基礎知識を掲載した「ワーキングガイド」を作成し、労働時間や仕事と育児の両立に関するものを含む労働法制等の周知・啓発を行っています。「ワーキングガイド」は、できるだけ多くの市民の皆様に活用していただけるよう市ホームページに掲載し、そのページを案内する二次元コードを載せたカードを配布して周知を図っています。  また、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、労働時間や仕事と育児の両立に関わるものを含む労働相談・法律相談等に対応しています。  「働く人の相談室」では、法律や労働実務の問題をテーマにした「労働実務セミナー」も定期的に開催しており、労働時間や仕事と育児の両立についても取り上げています。 |

|  |
| --- |
| ６．会社の指揮命令を受けるなど雇用契約に近いにもかかわらず、形式上は業務委託契約とされる等によって、労働法の保護を受けることができない労働者が増加していることを踏まえ、労基法上の労働者として労働条件の最低基準が遵守されるよう、啓発・教育の機会の充実をはかること。 |
| ＜経済局雇用労働課＞  本市では、働く人の基礎知識を掲載した「ワーキングガイド」を作成し、労働時間や仕事と育児の両立に関するものを含む労働法制等の周知・啓発を行っています。「ワーキングガイド」は、できるだけ多くの市民の皆様に活用していただけるよう市ホームページに掲載し、二次元コードを載せたカードを配布して周知を図っています。  また、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、労働時間や仕事と育児の両立に関わるものを含む労働相談・法律相談等に対応しています。  「働く人の相談室」では、法律や労働実務の問題をテーマにした「労働実務セミナー」も定期的に開催しており、労働条件等についても取り上げています。 |

|  |
| --- |
| ７．自動車運転業務、医師、建設事業等を含め時間外労働の上限規制が確実に遵守されるよう監督・指導を徹底し、長時間労働の是正をはかること。 |
| ＜経済局雇用労働課＞  本市としては、国（神奈川労働局）や神奈川県と連携を図りつつ「働く人の相談室」の相談業務や労働実務セミナー、労働法制等の基礎知識をまとめた「ワーキングガイド」などにより、関連法令等の周知・啓発や、労働者の問題解決のサポートに引き続き積極的に努めていきます。 |

|  |
| --- |
| ８．セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。あわせて、あらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を改善整備するとともに、対応人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。 |
| ＜政策経営局男女共同参画推進課＞＜経済局雇用労働課＞  男女共同参画センターが、企業や団体を対象としたハラスメント研修を実施し、職場環境の改善と人材の育成に取り組んでいます。また、ハラスメント被害についても、男女共同参画センターで相談を受けており、引き続きこうした取組を進めていきます。  　さらに、働く人の基礎知識を掲載した「ワーキングガイド」を作成し、ハラスメントに関するものを含む労働法制等の周知・啓発を行っています。「ワーキングガイド」は、できるだけ多くの市民の皆様に活用していただけるよう市ホームページに掲載し、そのページを案内する二次元コードを載せたカードを広く配布して周知を図っています。  　また、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、ハラスメントに関わるものを含む労働相談・法律相談に対応しているほか、ハラスメントまでには至らない職場の人間関係などの悩み・困りごとの相談にも応じています。「働く人の相談室」では、法律や労働実務の問題をテーマにした「労働実務セミナー」も定期的に開催しており、ハラスメントについても取り上げています。 |

|  |
| --- |
| ９．障がい者の法定雇用率の段階的引き上げに伴い、障がい者雇用の経験やノウハウが不足する「雇用ゼロ企業」および、新たに障がい者雇用を行うことになる企業に対し、事例やノウハウの共有化をはかり、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を行うこと。  あわせて、障がい者および企業からの相談機能を強化し、障がいの有無、種類および程度にかかわらず、差別されることなく働ける社会の実現に向けた取り組みを進めること。 |
| ＜健康福祉局障害自立支援課＞  本市では、障害者雇用の理解と促進を図ることを目的に、市内で障害者を雇用する企業が、どのように障害のある方の働きやすい職場環境をつくっているのか、その工夫や取組みを紹介する「障害者雇用好事例紹介」をホームページ上で行っています。  また、補助事業により市内９か所に障害者就労支援センターを設置し、障害の種別や程度によらず、様々な就労に関する相談に応じています。  引き続き、共生社会の実現に向けてこれらの取組を進めていきます。 |

|  |
| --- |
| 10．外国人技能実習制度に代わる育成就労制度および特定技能制度において就労する外国人労働者受け入れについては、適正な受け入れとなるよう指導・監督を強化すること。  また、受け入れ外国人労働者の定着、就労継続を促進するためにも、地域の生活者としてのコミュニティ形成に向け、生活情報の多言語発信や日本語習得の機会拡大等について受け入れ企業とも連携した支援を強化すること。 |
| ＜経済局雇用労働課＞＜国際局政策総務課＞  外国人雇用については、神奈川労働局が、外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題について、専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、事業主の相談に対応しています。  　本市としては、外国人労働者向けに、「働く人の相談室」（横浜市 労働情報・相談コーナー）を設置し、外国籍の方を含め、働く方が直面する労働問題等に、社会保険労務士や弁護士などの専門家が相談員として対応しています。「働く人の相談室」は横浜市国際交流協会（YOKE）による通訳ボランティアの派遣対象施設となっており、通訳が必要な外国人の方に対し、必要に応じて同制度を利用します。  また、相談者から、外国人労働者専用の相談窓口のご希望がある場合には、神奈川労働局が設置している「外国人労働者相談コーナー」や、神奈川県が設置している「かながわ労働センター」の「外国人労働相談」を適切にご案内しています。  　さらに、市内在住の外国人のための生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、市内13か所に国際交流ラウンジを設置し、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行っています。また、令和２年８月に開設した「よこはま日本語学習支援センター」では、市域における地域日本語教育の推進・連携や日本語学習者及び支援者のサポート等を行っています。企業への外国人受け入れに対する意識啓発として、外国人雇用企業向けに異文化間コミュニケーション講座を実施しています。今後も、企業と連携した支援の充実に取り組んでいきます。 |

**【福祉・社会保障政策】**

|  |
| --- |
| 11．地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応した相談・支援体制に取り組むこと。また、多様化・複雑化する生活の困りごとに対応する相談については、既存の制度活用だけにとどまらず、連携を模索および強化して対応する「断らない相談支援体制の構築」を基本に、ヤングケアラーを含むすべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を積極的に進めること。 |
| ＜健康福祉局福祉保健課、生活支援課＞＜こども青少年局こども家庭課＞  本市においては、各分野で受け止めた相談を庁内の関係課や地域の関係機関と連携しながら、ニーズに応じて適切な支援を行っています。  　今後も複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えた市民の方の増加が想定されますが、既存の制度活用にとどまらず、困りごとを抱えた方を受けとめられるよう、取り組んでまいります。 |

|  |
| --- |
| 12．安定した地域医療や介護体制の確保のため、医療・介護職場におけるワーク・ライフ・バランスを尊重し虐待・ハラスメントを生じさせない職場環境づくりを進めるとともに、賃金をはじめとした処遇改善を行い人材確保・離職防止に努めること。 |
| ＜健康福祉局高齢施設課、介護事業指導課＞＜医療局地域医療課＞  介護現場における虐待防止に関して、検討委員会や指針の設置、従業者に対する研修が義務付けられています。また、介護サービス事業者は、従業者に職場におけるハラスメントに係る方針等の明確化及び周知・啓発を行い、従業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備をしています。本市としては、集団指導や運営指導等、機会を捉え、適正な対応がなされるよう、今後も必要な対応をしていきます。  　介護サービス事業者の処遇改善加算については、令和６年４月の介護報酬改定により、加算率を引き上げる措置がなされました。今後も国の動向を注視していきます。  　また、本市では、国に対して、介護職員等の処遇改善の拡充について、全額国庫負担による補助金の創設等を含め要望しています。  　令和６年６月の診療報酬改定において、医療従事者の賃上げのための「ベースアップ評価料」が新設されました。本市においても国に対して医療従事者のさらなる処遇改善について要望を行うなど、引き続き医療機関における人材確保や働きやすい職場環境づくりの支援について取り組んでまいります。 |

|  |
| --- |
| 13．県内の医療人材不足が顕著であることから、災害時をも見据えた地域医療体制が担い手の過度な負担なく維持されるよう計画的人材育成・確保を進めること。 |
| ＜医療局地域医療課＞  横浜市医師会および横浜市病院協会が運営する看護専門学校への運営支援や中小病院の看護人材採用支援、潜在看護師の復職・定着支援など、医療人材確保・育成のための取組を、関係団体と連携しながら実施してまいります。 |

|  |
| --- |
| 14．放課後児童の居場所づくり事業については、希望するすべての児童に対応できるよう拡充するとともに、食事提供など更なる放課後施策の充実をはかり、有資格支援員の増員と処遇改善を行うこと。 |
| ＜こども青少年局放課後児童育成課＞  本市では、放課後キッズクラブと放課後児童クラブにより、子どもたちの放課後の居場所を提供しています。　放課後キッズクラブにおいては、希望する児童がすべて利用できるよう、学校と連携して活動場所を確保しています。  　また、令和６年度は長期休業期間中の昼食提供を夏休みにモデル実施するとともに、クラブが安定的な運営を図れるよう、常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合に補助金を加算する制度を創設しました。  　引き続き、安全安心な放課後の居場所づくりに向けて取り組んでまいります。 |

**【社会インフラ政策】**

|  |
| --- |
| 15. 能登半島地震の経験を踏まえ、地域防災計画の更新および防災訓練等の実施にあたっては、その意思決定の場に女性をはじめ、障がい当事者や性的マイノリティの支援団体、外国人市民等、被災時に弱者となりやすい立場の当事者やその支援者を加え、多様な立場からの意見を取り入れ、きめ細やかかつ柔軟に対応できる備えに足るものとすること。  また、ＡＩを活用した災害事前予測や防災マップの精査をはかり、迅速な避難誘導や広域的な安否確認に取り組むこと。加えて、災害対策基本法の改正を受けた、福祉避難所の指定と個別避難計画の策定に向けた市町村の取り組みを促進・支援すること。 |
| ＜総務局防災企画課、緊急対策課＞＜健康福祉局福祉保健課＞  能登半島地震で顕在化した課題を踏まえ、地域防災計画のアクションプランである地震防災戦略を全庁横断的に見直しています。  見直しにあたっては、市民目線に立った検討を心がけ、あらゆる市民の皆様の立場を考慮して進めております。また、災害時における避難誘導活動は、区役所や消防署、消防団、自治会町内会等の防災組織が連携して実施することとしています。  　また、福祉避難所の指定については、能登半島地震における福祉避難所の開設、運営状況等を踏まえ、引き続き検討していきます。  　個別避難計画についても、災害対策基本法の改正を受け、風水害を想定し、福祉専門職に御協力をいただきながら作成を進めております。 |

|  |
| --- |
| 16．自治体が管理する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラおよび上下水道等の生活インフラの耐震化、老朽化対策を進めるため、予算と人員の確保を行うこと。また、工業用水についても安定的な供給維持のための老朽化対策を進めること。 |
| ＜下水道河川局マネジメント推進課＞＜水道局計画課、人事課、工業用水課＞＜道路局総務課＞  下水道事業では、人口減少や施設の老朽化が進行していく中でも、安定的かつ継続的に下水道サービスを提供していくため、将来にわたる財政状況を見通し、財政と事業の均衡を図りながら、必要な執行体制を確保していくアセットマネジメントに取り組んでいきます。また、公民連携やデジタル技術の活用等による生産性の向上を一層進めて、持続可能な事業運営に取り組んでいきます。  また、市民の皆様に安定して水道水をお届けするため、水道施設の耐震化・老朽化に伴う更新を着実に進め、このために必要となる予算を確保してまいります。人員確保について、市長部局との連携のほか、局固有職員として技術継承の担い手となる「水道技術職」の採用にも継続して取り組んでまいります。  　さらに、工業用水についても、ユーザー企業への安定供給を維持するため、施設の更新・耐震化を着実に進めてまいります。  　そして、現在、橋梁とトンネルについては長寿命化修繕計画を策定し、これに基づき、計画的に耐震化・老朽化対策を進めているところです。  　引き続き、適切な予算確保、人員配置を行い、事業を推進していきます。 |

|  |
| --- |
| 17．2024 年問題に象徴される物流危機に対応するため、共同配送拠点や荷捌き駐車場の整備、宅配ボックス設置に向けた支援策の拡充など、物流事業者や地域の住民など関係箇所と連携した諸施策の推進をはかること。 |
| ＜経済局雇用労働課＞＜都市整備局都市交通課＞  運輸業をはじめとする、人材不足分野の人材確保に向けた取組については、「神奈川人材確保対策推進協議会」を通じて、国や県、その他関係団体と連携事項を協議しており、引き続き諸施策についての協議を進めてまいります。  また、「横浜市駐車場条例」に基づき、一定の用途・規模の建築物に対して荷さばきのための駐車施設の附置を義務付けています。  　引き続き、荷さばき駐車場対策を進めていきます。 |
| 18．高齢者・障がい者・通学する子どもたち・子育て中の保護者等、公共交通機関を生活に不可欠としている人々の移動に係る手段を確実に確保すること。また、個人特性に依らず、交通不便地における公共交通についても確実に確保すること。そのためにも、整備要員を含めた公共交通を維持するための人材確保と育成の重要性を認識し、処遇改善を含めた対策を実施すること。 |
| ＜都市整備局都市交通課＞＜交通局人事課＞  地域交通の確保については、既存の公共交通の維持や利用促進、地域が主体的に地域交通の導入に向けた取組を行う「地域交通サポート事業」を推進するとともに、地域内の多様な移動ニーズに対応するため、様々な実証実験を行うなど、引き続き、地域の総合的な移動サービスの確保に向けて検討を進めていきます。  また、バスネットワークの維持に向けて、人材確保も含め、引き続き、関係者の皆様と連携して取組を進めてまいります。  　さらに、交通局では「人財確保大作戦」と銘打ち、人財確保や職員の処遇改善に係る取組を実施しています。  　令和５年12月には、地下鉄・バス職員の大幅な給与引上げや、バス整備員への初任給調整手当の支給を実施したほか、令和６年４月には、バス乗務員及び整備員への住居手当の支給上限額を月額５万円に引き上げました。  　令和６年度から選考方法を見直し、全職種において一般教養試験・作文を廃止して適性検査を導入したほか、バス乗務員の年齢要件を緩和し、女性採用枠を新設しました。  　引き続き、優秀な人財の確保と育成に取組んでいきます。 |

|  |
| --- |
| 19．暮らしの中で急速に進むデジタル化に対するデジタルデバイド解消に向け、一人暮らし高齢者や低所得者、障がい者などの利用技術習得機会を確保すること。あわせて、情報格差を埋める対人サービスの確保を行うこと。 |
| ＜デジタル統括本部デジタル・デザイン室＞  本市では、令和３年度より総務省「デジタル活用支援推進事業」を活用した無償のスマートフォン講習会を実施しています。令和６年度も、引き続き地域連携型、講師派遣型による講座の実施、全国展開型による横浜市独自講座の実施などを継続し、利用技術習得機会の確保を図っていきます。  加えて、区役所、市民利用施設等の自主事業による講習会の実施、ボランティア、地域活動団体等による取組の支援など、デジタルデバイド解消に向けて、引き続き、企業や地域、NPO法人等との協働による重層的な対策を講じていきます。 |

**【環境・エネルギー政策】**

|  |
| --- |
| 20．2050 年脱炭素社会の実現に向け、「横浜市地球温暖化対策実行計画」の浸透をはかり、地球温暖化対策計画をはじめとする各計画の進捗状況の確認および公表とともに施策の効果を検証すること。目標達成に向け、省エネ家電への買い替え補助等、市民の行動変容を促す施策を重点的に実施すること。また、脱炭素に向けた機運醸成と技術革新のため、産学官の連携による技術開発および実装環境の整備への支援を拡充すること。 |
| ＜脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素計画課、脱炭素ライフスタイル推進課、カーボンニュートラル事業推進課＞  横浜市地球温暖化対策実行計画に基づき、市域の温室効果ガス排出量等を毎年度、定量的に把握・公表するとともに、本計画の各対策の進捗状況を確認し、報告書を取りまとめて公表します。  脱炭素社会の実現に向け、引き続き、市民の環境意識の向上と行動変容の促進につながる効果的な施策を実施します。  また、昨年度に設立した横浜脱炭素イノベーション協議会を核としながら脱炭素に資するイノベーション創出を目指していきます。 |

|  |
| --- |
| 21．海洋プラスチックごみ問題の解決をめざし、プラ製品の発生抑制、排出を減らすリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）等環境中に放出しない方策を積極的に進めること。あわせて、容器包装・製品を問わずプラごみの回収を推進すること。 |
| ＜資源循環局政策調整課、３Ｒ推進課＞  海洋流出するプラスチックには、災害など意図せず、海洋に流れ込んでしまうプラスチックも一定数あるため、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の３Ｒによって少しでも全体の使用量を抑えることが重要です。そのため、６月の環境月間を中心に実施している小売店と連携した「プラごみ削減キャンペーン」や、事業者による自主回収の取組を推進するなど、引き続きプラスチック製品の３Ｒを進めます。  また、プラスチック製容器包装に加えプラスチックのみでできた製品も加えたプラスチックごみの分別拡大を令和６年１０月から９区において開始し、令和７年４月から全市で行います。  一旦、河川や海洋に流出してしまったプラスチックごみの回収は困難なため、引き続き、ポイ捨てを防止する啓発、街なか等の清掃活動の支援などにより発生抑止に取組みます。 |

|  |
| --- |
| 22．環境負荷の小さい移動手段として自転車を利用する人が増えていることを踏まえ、自転車の交通ルールを学ぶ機会と風土の醸成、充分な走行幅を確保した自転車専用レーンの普及と安全の確保、自転車利用における保険の加入及び車両整備の促進に努めること。  また、電気自動車の導入促進のために、ＥＶスタンドや急速充電施設を増設し、燃料電池車、電気自動車、ハイブリット車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車や燃費効率の高いディーゼルエンジン等の普及促進のための支援を充実させること。  さらに、観光地等での渋滞抑制のためにも、パークアンドライド用駐車場の整備、バスレーン違反車両の排除、バス優先信号制御など、公共輸送優先システムの充実など環境負荷の少ない交通政策を推進すること。  特に観光地等での渋滞抑制策やクリーンエネルギー自動車の普及促進については、GREEN×EXPO2027 国際園芸博覧会の機会にモデル実施を検討すること。 |
| ＜道路局道路政策推進課、施設課＞＜脱炭素・GREEN×EXPO推進局カーボンニュートラル事業推進課、GREEN×EXPO推進課＞＜都市整備局都市交通課＞  自転車の交通ルールや自転車損害賠償責任保険等への加入促進、車両の整備促進のため、こどもの交通安全教室、チラシやウェブサイト、SNSなどを活用して、国や県、警察、交通安全関係団体等の関係機関と協力しながら、引き続き周知・啓発に取り組んでまいります。  また、「横浜市自転車活用推進計画」に基づき、自転車利用や自転車関連事故の多い地域を指定した「重点エリア」、及び地域間を結ぶ幹線道路等の「ネットワーク路線」において、「自転車専用通行帯」や「矢羽根型路面表示」による自転車通行空間の整備を進めてまいります。  　さらに、本市では、ＥＶ用充電インフラの普及拡大に取り組んでおり、公道への充電器設置や集合住宅向け充電器設置補助を実施しているほか、今年度から、コンビニエンスストアに急速充電器を設置する際の補助も始めるなど、支援策を拡充しています。あわせて、燃料電池自動車や燃料電池バスなど、車両に対する導入補助も実施しています。  　パークアンドライド駐車場の整備には、民間事業者との連携が不可欠です。関係者と意見交換をしながら、パークアンドライド駐車場の可能性について検討してまいります。  　GREEN×EXPO 2027の輸送アクセスにおいて、会場外にパーク＆ライド用駐車場の設置を検討します。また、GREEN×EXPO 2027を契機に脱炭素化を推進するため、ＥＶバスなどの環境配慮型車両の導入を支援します。 |
| 23．市内のエネルギーの自給率向上および地域のセーフティーネット機能として自家発電と蓄電池を組み合わせた自立可能型エネルギーの「地産地消」体制を構築すること。また、様々なエネルギー（発電方法）のベストミックスと電力供給の効率化システムの構築を促進するとともに再生可能エネルギー普及への取り組みを推進すること。 |
| ＜脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素計画推進課、カーボンニュートラル事業推進課＞  電気の地産地消については、県や民間事業者と連携し、ご家庭の太陽光発電設備や蓄電池の普及に向けた取組を推進しています。  また、エネルギー政策については、経済性、環境への影響など、さまざまな観点を考慮し、国で総合的に判断されるものと考えています。  本市としては、2050年ゼロカーボンの実現に向け、省エネの取組とともに再生可能エネルギーの主力電源化が重要であると考えており、この観点から、再エネの普及・拡大に向けた様々な施策に取り組んでいます。 |

**【教育・人権・平和政策】**

|  |
| --- |
| 24．子どもたちが安心して学び学校生活を送ることができる環境を構築し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、子どもたちの学びを十分に保障するため、学校における働き方改革・ＤＸを促進すること。また、４月新学期時点を含め通年で欠員が生じないよう、計画的な採用による人材確保を確実に行うこと。あわせて、教員定数の拡充をはかるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタ  ッフ、ＩＣＴの専門スタッフなどの人的措置により教員の業務負担の軽減をはかること。  並びに、中長期を見据えた教育人材の育成・確保のための施策を実施すること。 |
| ＜教育委員会事務局教育政策推進課、教職員人事課、小中学校企画課、人権教育・児童生徒課＞  教員が授業や児童生徒の支援などの本来業務に注力し、学ぶ時間を確保することで児童生徒の学びの質の向上につながるよう、プール清掃業務のアウトソースや「家庭と学校の連絡システム」の導入などに取り組みました。引き続き、学校現場のニーズを汲み取りながら働き方改革を進めてまいります。  　また、職員室における事務的な業務をサポートする職員室業務アシスタントについては、全小中義務教育・特別支援学校に配置しています。職員室アシスタントの更なる配置や教員定数の拡充については、財源の確保などの課題があります。  　そして、教員の確保については、昨年度からの新たな取組みとして、「大学３年生チャレンジ推薦特別選考」「リスタート特別選考」の２つの特別選考の導入、第一次試験地方会場の設置（大阪会場）、英語能力加点制度の対象資格拡充を行いました。  　今年度からは一部の受験区分において併願制度を新設することや教員確保のためのプロモーション動画の公開等を新たに行っています。  　今後も、引き続き人材確保に向けた取組を検討してまいります  　また、欠員対策としては、臨時的任用職員・非常勤講師等の募集情報をSNS等でも積極的にPRするとともに、社会人や遠方の方をターゲットにした休日やオンラインでの登録会も実施するなど、多様な確保策に努めています。  ＜提言24回答続き＞  　ICT支援員の派遣については、当面の間維持し、機器の設定、授業支援、教員への研修、トラブル対応の面で学校を支援していきます。  　そして、学校における教育相談体制の充実を図ることを目的として心理の専門職であるスクールカウンセラーや、福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーを配置しています。教員その他ご提言頂いたような様々な職種の方と共に、チーム学校として、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境の構築が図れるよう、取組を進めてまいります。  　今後も、子どもたちをとりまく諸問題に対して未然防止や早期発見を含めた対応をしていけるよう、質の高い人材の採用や研修機会の確保などを計画的に行ってまいります。 |

|  |
| --- |
| 25．中等・高等教育機関への進学のための自治体独自の給付型奨学金制度および、返済支援制度を創設・拡充すること。あわせて貧困等を理由とする教育格差を再生産しないために、教育に対する国の責任として給付型奨学金および必要な子どもに対する伴走型支援の拡充と地方自治体に対する財政支援を国に求めること。 |
| ＜教育委員会事務局学校支援・地域連携課＞  大学等の高等教育機関への進学のための支援制度の創設は、現在検討しておりませんが、高等学校の修学が困難な生徒を対象とした給付型奨学金制度を実施しています。また、令和６年度から国の高等教育の修学支援制度が拡大されています。国の制度改正の動向を注視していきます。 |

|  |
| --- |
| 26．外国につながる子ども達が市内で増加している。義務教育への就学、高等学校への進学、就労、それぞれの段階で言語や生活習慣の相違等様々なことに起因する困難が生じ、結果として教育格差・生活格差が生じている。外国につながる子どもとその家族を地域の中で孤立させず、保護者も含めた必要なサポート体制が取られるよう施策を展開すること。 |
| ＜教育委員会事務局小中学校企画課＞＜国際局政策総務課＞  本市では、昭和56年に日本語教室が設置されるなど、全国に先駆け日本語指導が必要な児童生徒への支援に取り組んできており、平成29年に日本語支援拠点施設「ひまわり」、令和２年に「鶴見ひまわり」、令和４年に「都筑ひまわり」を設置したほか、国際教室担当職員の配置拡充等、支援の充実を図ってまいりました。  今後も日本語指導が必要な児童生徒は増加していくことが想定されるため、国の方向性も踏まえ、日本語支援拠点施設による学校ガイダンスや就学前教室等で児童生徒や保護者へ学校生活の体験や説明を行ったり、初期の集中的な日本語指導を行ったりして支援体制のさらなる充実を図るとともに、日本語講師、母語支援ボランティア、学校通訳ボランティア、外国語補助指導員などの支援員による支援体制の充実を図ってまいります。また、日本語指導が必要な児童生徒が在籍校で活躍していくためには、担当教員による支援が不可欠であることから、担当教員への支援、育成の更なる充実に取り組んでまいります。  また、日本語の困難な在住外国人への基本的な行政サービスの提供や、窓口等の円滑化を目的として、小中高等学校や福祉施設、区役所等へ通訳ボランティアの派遣を実施しています。また、令和２年８月に開設した「よこはま日本語学習支援センター」では、市域における地域日本語教育の推進・連携や日本語学習者及び支援者のサポート等を行っています。市内NPO法人や国際交流ラウンジ等とも連携し、外国につながる子どもの学習支援教室の実施や居場所づくりも行っています。引き続き、これらの支援の充実に取り組んでいきます。 |

|  |
| --- |
| 27．ジェンダー平等社会の実現に向け、第５次横浜市男女共同参画行動計画の浸透をはかり、地域・職場・教育現場において日常の様々な場面で直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。また、県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。すべての希望する人が権利行使できるよう、都市間連携の拡大に向け制度の見直しを進めること。 |
| ＜政策経営局男女共同参画推進課＞＜市民局人権課＞  男女共同参画行動計画で掲げた取組を推進し、各施策の実施状況等を明らかにするため、毎年報告書を作成して市ホームページで公表しています。引き続き、外部有識者等により構成される男女共同参画審議会からの意見も踏まえ、必要な施策を推進していきます。  また、本市では、職員向け研修を実施しているほか、各種様式類における性別記載欄の削除の徹底について関係各署に依頼する等、様々な慣行の見直しを推進しています。また、パートナーシップ宣誓制度では全ての希望する人が権利行使をできるよう、神奈川県や県内の自治体と協力して都市間連携の拡大を進めていきます。 |

|  |
| --- |
| 28．LGBTQ＋などの性的マイノリティや在日外国人（朝鮮半島出身者、クルド人等）、アイヌ民族、琉球民族、被差別部落民などの社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置などを包含した人権尊重のまちづくりを推進するための包括的な条例を制定することを含めた取り組みを進めること。 |
| ＜市民局人権課＞  ヘイトスピーチ解消法や横浜市人権施策基本指針の趣旨に基づき、国や県、県警察などとも連携して、差別のない、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、取組を進めていくとともに、市内での状況などにも注視しながら、必要な施策を検討してまいります。 |

|  |
| --- |
| 29．市内米軍基地は４施設あり近年その機能が付加強化されてきている。周辺住民の不安を解消し、安全で快適な生活を送れるよう、日米地位協定の抜本的な見直しはもとより、基地の整理・縮小・返還、強化されてきた機能の整理縮小、自治体や住民に対する速やかな情報提供を国に強く要請すること。  特に近年、市内米軍基地周辺では、河川・流出地下水から国の目標値を超える有機フッ素化合物（PFAS）の検出が報告されていることから、基地内における実態把握や緊急対策について早急に調査および回答を求め、必要に応じて県の立ち入り調査を求めること。 |
| ＜都市整備局基地対策課＞  米軍施設の整理・縮小・早期返還等について、神奈川県基地関係県市連絡協議会の一員として、引き続き国に要請してまいります。  有機フッ素化合物（PFAS）に関し、国からは、日本国内の全ての米海軍施設、本州に所在する全ての米陸軍施設においてPFOS及びPFOAを含まない泡消火剤に交換作業が完了し、交換されたPFOS及びPFOAを含む泡消火剤については、日本国内で認可を受けた処分事業場における焼却処分によって廃棄処分を完了したと聞いております。引き続き、広域的な課題として神奈川県や基地関係市と連携し、市民の皆様に不要なご心配をおかけしないよう、適切な対応を行ってまいります。 |

|  |
| --- |
| 30．国家の主権および国民の生命と安全にかかわる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国・県と連携しさらなる啓発活動に取り組むとともに、市民集会を開催するなど、市民への世論喚起の充実に取り組むこと。 |
| ＜市民局人権課＞  北朝鮮による日本人拉致問題の啓発として、内閣官房拉致問題対策本部事務局が主催する事業の周知協力のほか、県や県内拉致被害者家族支援団体との協働による市民向けの啓発イベントを毎年開催しています。  引き続き、関係機関と連携しながら、拉致被害者等の一日でも早い帰国の実現に向けて、市民への啓発に取り組んでいきます。 |

**【行財政政策】**

|  |
| --- |
| 31．消費者による不当な要求、悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントは、小売り・サービスの現場にとどまらず、輸送・運輸、医療・介護・子育て支援さらには公務の職場においても増加しており、働く環境を著しく阻害している。カスタマーハラスメントにかかわる実態調査等を行い、対応策を検討するための政労使が参画する枠組みを早急に構築すること。また、倫理的な消費者行動を促進するための施策を推進すること。 |
| ＜経済局雇用労働課、消費経済課＞  国の動向を注視しつつ、神奈川働き方改革会議（地方版政労使会議）において、実態調査等をはじめとした対応策について、検討していくとともに、倫理的な消費者行動の促進に向け、引き続き、消費者市民社会の形成を目指した教育・啓発を推進してまいります。 |

|  |
| --- |
| 32．公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保などディーセント・ワークの実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進するために重要な取り組みである。公契約(公共調達)の管理運営における審議会等、第三者の目による評価検証制度を含む公契約条例の制定に向け組むこと。 |
| ＜財政局契約第一課＞  労働者の皆様の労働条件を守ることは大変重要であると考えています。これまで、過度な低価格競争を防止する対策を実施しており、令和４年９月に工事の最低制限価格等の引上げを行い、委託については令和５年度契約から最低制限価格の引上げを行うとともに、令和７年度契約からは対象範囲を拡大します。  引き続き、関係団体の皆様のご意見を伺うとともに、今年度、国が適正な労務費等の確保と行き渡りも目的として担い手３法を改正していますので、その動向も注視しつつ、他都市の公契約条例をはじめとする様々な取組を参考にしながら、労働条件を守るための環境整備に取り組みます。 |

|  |
| --- |
| 33．若者の政治意識の醸成に向けた、参加しやすく、わかりやすい主権者教育の機会を拡充すること。また、投票機会の確保を念頭に共通投票所設置の拡大、期日前投票時間の弾力的な運用等「行きやすい投票所」の拡大に取り組むこと。あわせて、そのための予算と人員の確保を行うこと。 |
| ＜選挙管理委員会事務局選挙課、調査課＞  選挙管理委員会では、主権者教育の充実は重要な課題として、取組みを進めています。今年度は、中学３年生向けの社会科副教材「あと３年」に新たに二次元コードを加え、ホームページでのプラアルファの情報にリンクできるように内容に工夫を図りました。今後も、教育委員会と連携しつつ、より参加しやすく、わかりやすい視点も意識し、学校での出前授業等、効果的な取組を進めていきます。  　共通投票所の導入については、令和6年度は導入の前提となる無線通信の電波調査を実施しています。その結果もしっかり検証し、調査・研究を進めていきます。  　また、期日前投票所の利便性についても重要な課題と認識しており、選挙時の各投票所の運営状況、利用者の状況等を把握しながら、より利用しやすい投票所の視点から、開設場所や時間、人員体制なども含め、必要な改善や見直しを継続してまいります。 |

|  |
| --- |
| 34．若者や女性、子育て中の人など、これまで政治から遠いと考えられてきた人たちの当事者性を高めるため、候補者・議員の仕事と生活の両立を支える環境整備や、政治活動、選挙期間、議会等における、あらゆるハラスメントを対象とした対策の強化を行うこと。 |
| ＜議会局総務課、議事課＞  横浜市会では、本会議・委員会について、欠席事由として出産・育児・介護等を明文化しているほか、事前申し出があった場合の離席・退席を可能としているなど、議員活動と家庭生活の両立を支援する環境づくりに取り組んできました。  また、ハラスメント対策として、議員に対し、国が作成した「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を活用した研修等を実施しています。  　多様な人材が議会に参画しやすくなるよう、議会運営上の工夫や環境整備に今後も取り組んでまいります。 |

|  |
| --- |
| 35．旧姓の通称使用に限界が来ていることを踏まえ、国への民法改正の働きかけを強化すること。また、法改正までの間、神奈川県内におけるパートナーシップ制度の適用状況なども踏まえ、ファミリーシップ制度の確立に向けた取り組みを進めること。 |
| ＜市民局人権課＞  ファミリーシップ制度の確立については、当事者の声や法改正等の動向も踏まえながら、検討を進めていきます。 |